

26 高建管第 1413 号

平成 27 年 3 月 27 日

関係各位

土 木 部 長

水 産 振 興 部 長

「木製型枠」の使用についての一部改正について（お知らせ）

高知県産材利用促進方針が平成 27 年 4 月に改正されることに伴い、公共工事での木材利用の更なる推進に向けた取組として、「木製型枠」の使用について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 高建管第 650 号）の一部を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1. 変更内容

都市計画区域内及びコンクリート量 100m³ 未満の工事についても木製型枠を使用する

※詳細は別紙参照

2. 適用年月日

平成 27 年 4 月 1 日以降に積算するもの

1. 木製型枠使用の適用範囲

すべての土木工事及び港湾・海岸・漁港工事に適用する。

2. 木製型枠使用の適用条件

次の(1)及び(2)の条件を共に満たす工事に適用する。

ただし、継続工事や小規模工事などで、工事監督職員が一般型枠での施工が必要と判断した構造物は除く。

(1) 次に該当する構造物の工事

①土木・港湾・海岸・漁港工事

- ・路側擁壁（重力式、もたれ式、逆T式、L型）
- ・山留擁壁（重力式、もたれ式）
- ・砂防ダム等（重力式、もたれ式）
- ・用排水路（内空断面が2.0m²以上のもの）

②港湾・漁港・海岸工事

- ・L型ブロック、セルラーブロック、本体・根固方塊、蓋ブロック
- ・上部工（係留施設、外郭施設等の各種上部コンクリート）
- ・胸壁

(2) 土木工事標準積算基準書、港湾請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準の下
表に該当する工種で積算を行う工事

積算基準書名	工種	平成27年1月改訂版 ページ（参考）
土木工事標準積算基準書〔1〕	場所打擁壁工（1） ※小型擁壁は除く	Ⅱ-2-⑤-1
	場所打擁壁工（2）	Ⅱ-2-⑤-8
	砂防工	Ⅲ-3-②-1
	コンクリート工 ※小型構造物は除く	Ⅱ-4-①-1
	排水構造物工 （現場打ち水路（本体）） ※内空高1.0m以下は除く	Ⅱ-2-⑩-31
港湾請負工事積算基準書	本体ブロック製作工	3章4節4.2
	上部工	3章6節2.
漁港漁場関係工事積算基準書	本体ブロック製作工	（上）3章4節4.
	上部工	（下）3章6節2.

注1. 木製型枠とは、杉・檜の間伐材等を板材に加工したものと桟木を組合せて作成した型枠をいう。

注2. 一般型枠とは、鋼製又は合板で作成した型枠をいう。

注3. 砂防ダム等とは、砂防ダム本体及び付属する構造物（流路工等）をいう。

注4. 海水及び海面に接する又は近接する場合は、波圧や水に対する強度を考慮し、使用については適宜判断する。

注5. 型枠の大組をする構造物の場合は強度面を考慮し、使用については適宜判断する。

3. 木製型枠積算の運用

(1) 実施設計書の取扱い

木製型枠を使用する場合は、指定して発注することとし、特記仕様書に記載する。

特記仕様書記載例

第〇条 木製型枠の使用について

- 1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと栈木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。
- 2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。
- 3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業課のページに掲載しているので参考にすること。
- 4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。
- 5 木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。
- 6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

(2) 変更設計書の取扱い

- ①木製型枠で積算している構造物の一部（止型枠、バチ部の型枠等）に一般型枠を使用した程度であれば、一般型枠への変更の必要はしない。
- ②木製型枠で積算して発注した工事で、請負者の都合等[※]により木製型枠を使用しない場合は、一般型枠へ設計変更を行うこと。
※請負者の都合等の例
木製型枠の入荷難により、その入荷の遅れから全体工程に支障を及ぼすことが明らかなる場合。

4. 木製型枠の確認

- (1) 型枠は材料ではないことから、施工計画書中の使用材料への記載や材料承諾願の提出の必要はない。ただし、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を行うこと。
- (2) 県産材で製作された型枠については、上記の確認時に製造者の証明（スタンプ）[※]があることの確認を行うこと。
※製造者の証明（スタンプ）
 - ・型枠として購入した場合、型枠 1 枚に対して 1 箇所スタンプが表示されている。
 - ・県産材で製作された板材を使用し請負者が自ら型枠を製作した場合、型枠となる前の板材 1 ロット（型枠 1 枚分（0.6 坪））に対して 1 箇所スタンプが表示されている。

表示例



製造業者がわかる
表示とする

